

○国際受刑者移送法

平成、八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九
附則一四条（平成二八・六・一八までに施行）

（刑法等の適用）

第二条 共助刑の執行に関しては、第十八条第一項第二号の共助刑の執行を受ける者を懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮とそれぞれみなして、刑法（明治四十年法律第四十五号、第二十二條、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで及び第三十四條第一項、刑事訴訟法第四百七十四條、第四百八十条から第四百八十二條まで、第四百八十四條から第四百八十九條まで、第五百一条から第五百五条まで及び第五百七條、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十一條第一項、第二十七條第二項、第五十六條、第五十七條及び第六十一條並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第三條、第四條第二項、第十一條から第十四條まで、第十六條、第二十三條から第三十条まで、第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條から第四十条まで、第四十八條、第四十九條第一項、第五十条、第五十一條、第五十二條第二項及び第三項、第五十三條第二項及び第三項、第五十四條第二項、第五十五條から第五十八條まで、第六十条から第六十五條まで、第六十五條から第七七條まで、第七十八條、第八十四條から第八十八條まで並びに第九十一条から第九十八條までの規定を適用する。この場合において、刑法第二十八條中「三分の一」とあるのは「三分の一（国際受刑者移送法第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同法第十一条の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同法第一条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む）」と、「十年」とあるのは「十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む）」と、同法第三十二條中「刑の言渡しが確定した後」とあるのは「国際受刑者移送法第十三條の命令により裁判国から引渡しを受けた後」と、刑事訴訟法第四百七十四條中「二以上の」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と」と、その重いもの」とあり、及び「重い刑」とあるのは「共助刑」と、他の刑」とあるのは「主刑」と、同法第四百八十条及び第四百八十二條中「刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁」とあるのは「東京地方検察庁」と

と、同法第四百八十七條中「刑」とあるのは「共助刑の種類」と、同法第五百一条中「裁判の執行を受ける者」とあるのは「共助刑の執行を受ける者」と、「言渡しをした裁判所」とあるのは「東京地方裁判所」と、少年法第二十七條第一項中「保護処分」の継続中、本人に対して有罪判決が確定した」とあり、及び同法第五十七條中「保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定した」とあるのは「国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である」とし、その他これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。